

青森県報

号外第二十五号

平成二十六年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……
青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、
及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (同) ……

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第十七号イ中「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項、第二十三條」に改め、「第二十五条の二」を削り、同項第十七号の二の二口を削り、同

号八中「第八条」を「第七条」に改め、同八を同号口とし、同号二を同号八とする。
第七条の見出しを「(療育福祉・医療療育センターの長への委任)」に改め、同条中「医療療育センターの」を「療育福祉・医療療育センターの」に改め、同条第一号中「青森県医療療育センター条例」を「青森県療育福祉・医療療育センター条例」に改め、「診断書料」の下に「及びその他の使用料」を加える。

第十八条第一項第六号口中「流水の占有の許可」の下に、「第二十三条の規定による流水の占有の許可又は第二十三条の規定による流水の占有の登録を伴うものを除く。」を加え、同号ム中「ル、ワ、ヨ及びレ」を「ラ、カ、タ及びソ」に改め、同ムを同号中とし、同号ラを同号ウとし、同号ナを同号ムとし、同号ネ中「又、ル、ワ、ヨ及びレ」を「チ、又、ヨ、カ、タ及びソ」に改め、同ネを同号ラとし、同号ツ中「ル、ワ、ヨ及びレ」を「チ、又、ヨ、カ、タ及びソ」に改め、同ツを同号ナとし、同号ソ中「レ」を「ソ」に改め、同ソを同号ツとし、同ツの次に次のように加える。
ネ 口、八、二、へ及び又に係る第五十八条の十二の規定による協議に関すること。

第十八条第一項第六号レ中「占有の許可」の下に「又は第二十三条の二の規定による流水の占有の登録」を加え、同レを同号ソとし、同号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同タを同号レとし、同号ヨを同号タとし、同号力中「ワ」を「カ」に改め、同力を同号ヨとし、同号ワ中「占有の許可」の下に「又は第二十三条の二の規定による流水の占有の登録」を加え、同ワを同号カとし、同号ヲ中「又」を「ラ」に改め、同ヲを同号ワとし、同号ルを同号ヲとし、同号又の次に次のように加える。

ル 口、二及び又に係る第三十七条の二の規定による協議に関すること。
第十八条第一項第六号に次のように加える。

ノ 口、八、二、へ及び又に係る第九十九条第二項の規定による協議に関すること。

第十八条第一項第六号の二に次のように加える。

へ 八に係る第十六条の十二の規定による河川協力団体の行為に係る協議に関すること。

ト 八に係る第十六条の十三の規定による地方公共団体等の行為に係る協議に関すること。

第十八条第一項第十九号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則により委任した事務に係る申出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徴収（）」の下に「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十六年三月青森県条例第五十五号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の」を加える。

第九条第一項中「青森県立図書館条例（昭和二十六年十一月青森県条例第七十五号）第三条第一項の使用料の額の決定に関する事務」を削る。

別表第三中「財産管理課長」を「行政経営管理課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「行政経営推進室長」及び「県境再生対策室長、あおもり食品産業振興チームリーダー」を削り、同条第十四号中「科長及び」を「及び部長並びに行政組織規則別表第三に規定する青森県立あすなろ療育福祉センター及び青森県立さわらび療育福祉センターの」に改める。

第四条第三項中「行政改革・危機管理監」を「危機管理監」に改め、「環境生活部にあつては次長又は県境再生対策室長」を削る。

第九条第二項中「（環境生活部を除く。）」及び「環境生活部にあつては当該事務を担当する次長又は県境再生対策室長」を削り、同条第三項第三号中「行政改革・危機管理監」を「危機管理監」に改める。

第十条第五項中「及び行政経営推進室」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「行政改革・危機管理監」を「危機管理監」に改め、同項第四号中「行政改革・危機管理監」を「危機管理監」に、「主管課長」を「防災消防課長」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

第十二条第六項第三号中「東京事務所の東京都中央区駐在の内部組織の長」を削る。

別表第一人事課の項の第七号の副知事専決事項の欄口を削り、同号の部長専決事項の欄イを次のように改める。

イ 自治大学校研修生及び東北自治研修所研修生の派遣（課長、総括副参事及び総括副参事相当職以上の職員の派遣に限る。）に関する事。

別表第一人事課の項の第七号の部長専決事項の欄口を削り、同号の課長専決事項の欄イを次のように改める。

イ 自治大学校研修生及び東北自治研修所研修生の派遣（課長代理、副参事及び副参事相当職以下の職員の派遣に限る。）に関する事。

別表第一人事課の項の次に次のように加える。

行政経営管理課	
<p>一 管理改善に関する次のこと。</p> <p>イ 管理改善に関する提案の採否の決定に関する事。</p>	<p>イ 管理改善の調査の具体的調査項目の設定及び実施に関する事。</p> <p>ロ 管理改善の研修の実施に関すること。</p>
<p>二 青森県公舎条例（昭和三十六年十月青森県条例第六十号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第八条第一項第三号及び第三項第一号の規定による改造等の承認に関する事。</p>
<p>三 青森県庁舎管理規則の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第四条第一項第六号の規定による許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関する事。</p> <p>ロ 第七条第一項の規定による門扉の開閉時刻等に関する事。</p>	<p>イ 第四条第一項第一号から第五号までの規定による許可及び同条第三項の規定による当該許可の取消しに関する事。</p> <p>ロ 第五条の規定による立入りの制限</p>

ること。

四 その他の事項に関する次のこと。

イ 本庁舎内の事務室、倉庫等の割当てに関する事。

ロ 合同庁舎に入所する機関の決定に関する事。

イ 本庁舎内電気器具等の使用の承認に関する事。

等に関する事（各課共通）各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。

ハ 第六条第一項の規定による駐車場の指定及び同条第三項の規定による制限等に関する事。

二 第八条の規定による退去及び撤去の命令に関する事（各課共通）各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項に定めるものを除く。）。

別表第一総務学事課の項の第九号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄口を同欄八とし、同欄イの次に次のように加える。

ロ 第九条の規定による就学支援金の支払の一時差止めに関する事。

別表第一総務学事課の項の第九号の課長専決事項の欄イ中「第五条」を「第四条」

に改め、同表防災消防課の項の第一号の副知事専決事項の欄力中「第八十六条の九第一項」を「第八十六条の第十八第一項」に改め、同力を同欄タとし、同欄ワ中「第八十六条の七第一項」を「第八十六条の十六第一項」に改め、同ワを同欄ヨとし、同欄ヲ中「第八十六条の四第一項」を「第八十六条の十第一項」に改め、同ヲを同欄ワとし、同ワの次に次のように加える。

カ 第八十六条の十四第一項の規定による指定公共機関等に対する被災者の運送の要請に関すること。

別表第一防災消防課の項の第一号の副知事専決事項の欄ル中「第八十六条の三第四項」を「第八十六条の九第四項」に改め、同ルを同欄ヲとし、同欄又の次に次のように加える。

ル 第七十四条の三の規定による指定行政機関の長等に対する応援要求等に関すること。

別表第一防災消防課の項の第二号の部長専決事項の欄ロ中「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の三第一項」に改め、同項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第十四条第二項及び第十七条第二項」を「第十六条第二項及び第十九条第二項」に改め、同表財産管理課の項及び行政経営推進室の項を削り、同表県民生活文化課の項の第五号の副知事専決事項の欄ロ中「第二十二条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十三条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同表環境政策課の項の第一号の部長専決事項の欄イからヨまでを削り、同号の課長専決事項の欄イ及びロ中「右手県との県境における不法投棄対策に関するもの」を「一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に係るもの」に改め、同項中第二号から第十一号までを削り、第十二号を第一号とし、第十三号を削り、第十四号を第三号とし、第十五号を第四号とし、第十六号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

環 境 保 全 課	
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する次のこと。	
イ 第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に関すること。	イ 第十八条第一項の規定による報告（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に係るものに限る。）の徴収に関すること。
ロ 第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変	ロ 第十九条第一項

更の許可に関すること。

ハ 第九条の二第一項の規定による一般廃棄物処理施設の使用の停止の命令に関すること。

ニ 第九条の二の二の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消しに関すること。

ホ 第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定、同条第二項の規定による当該認定の更新及び同条第五項の規定による当該認定の取消しに関すること。

ヘ 第九条の三十項の規定による一般廃棄物処理施設の使用の停止の命令に関すること。

ト 第九条の五第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による譲受け等の許可に関すること。

の規定による立入検査に關すること（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に係るものに限る。）。

チ 第十四条の三

(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に関する

こと。

リ 第十四条の三の二(第十四条の六において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに関する

こと。

又 第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に

関すること。

ル 第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可に関する

こと。

ヲ 第十五条の二の七の規定による産業廃棄物処理施設の使用の停止の命令に関する

こと。

ワ 第十五条の三の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し

に関する

こと。

カ 第十五条の三の三第一項の規定に

よる熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定、同条第二項の規定による当該認定の更新及び同条第五項の規定による当該認定の取消しに関する

こと。

ヨ 第十五条の十七

第一項の規定による指定区域の指定及び同条第四項の規定によるその指定の解除に関する

こと。

イ 第四条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関する

こと。

イ 第三条の規定による協議に関する

こと。

ロ 第五条第一項の規定による変更の協議に関する

こと。

ハ 第十条の規定による協定の締結に関する

こと。

イ 第五十七条第一

項の規定による指定検査機関の指定に関する

こと。

三 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の施行に関する

こと。

四 青森県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十一年三月青森県条例第四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十五条第一項の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。

五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の使用の一時停止の命令に関すること。

ロ 第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止の命令に関すること。

ハ 第十八条の四の規定による基準適合命令等に関すること。

ニ 第十八条の十一の規定による特定粉じん発生施設の使用の一時停止の命令に関すること。

ホ 第二十一条の規定による措置の要請等に関すること。

ヘ 第二十三条第二項の規定による緊急時の措置の要請

に關すること。

ト 第二十七条第三項の規定によるばい煙発生施設等に係る計画の変更等に関する措置の要請に關すること。

チ 第二十八条第二項の規定によるばい煙発生施設等の状況等に係る協力の要請等に關すること。

六 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第十三条第一項の規定による特定施設の使用等の一時停止の命令に關すること。

ロ 第十三条の二第一項の規定による特定施設の使用等の一時停止の命令に關すること。

ハ 第十三条の三第一項の規定による有害物質使用特定施設等の使用の一時停止の命令に關すること。

ニ 第十四条の八第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定に關すること。

七 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。

ホ 第十六条第一項の規定による測定計画の作成に関すること。

ヘ 第二十三条第三項の規定による特定施設等に係る計画の変更等に関する措置の要請に関すること。

ト 第二十四条第二項の規定による協力の要請等に関すること。

イ 第六条第一項の規定による要措置区域の指定及び同条第四項の規定による当該指定の解除に関すること。
ロ 第十一条第一項の規定による形質変更時要届出区域の指定及び同条第二項の規定による当該指定の解除に関すること。
ハ 第十六条第一項の規定による土壤の汚染状態に係る認定に関すること。
ニ 第二十一条第一項の規定による汚染土壤処理業の許

イ 第三条第一項ただし書の規定による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び同条第五項の規定による当該確認の取消しに関すること。

可（同条第四項の規定による許可の更新を含む。）に関すること。

ホ 第二十三条第一項の規定による汚染土壤処理業の変更の許可に関すること。

ヘ 第二十五条の規定による汚染土壤処理業者の許可の取消し及び事業の停止の命令に関すること。

ト 第五十六条第二項の規定による協力の要請（第四条第一項の規定による届出の受理に係るものを除く。）及び意見に関すること。

八 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第二項の規定による地域の指定（変更及び廃止を含む。）のための意見の聴取に関すること。
ロ 第二十二条の規定による協力の要請等に関すること。

九 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の施行に関する次のこと。

十 青森県公害防止条例（昭和四十七年三月青森県条例第二号）の施行に関する次のこと。

- イ 第三条第二項の規定による地域の指定（変更及び廃止を含む。）のための意見の聴取に関すること。
- ロ 第二十条の規定による協力の要請等に関すること。

- イ 第二十六条の規定によるばい煙関係施設の使用の一時停止の命令に関すること。
- ロ 第三十一条の規定による基準適合命令等に関すること。
- ハ 第四十一条の規定による汚水関係施設の使用等の一時停止の命令に関すること。

十一 ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の施行に関する次のこと。

- イ 第二十二條第一項の規定による特定施設の使用の一時停止の命令に関すること。
- ロ 第三十五條第三項の規定による特定施設に係る計画

の変更等に関する措置の要請に関すること。
ハ 第三十六條第二項の規定による特定施設の状況等に係る協力の要請等に関すること。

十二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の施行に関する次のこと。

- イ 第十三條の規定による資料の提供の要求に関すること。

別表第一原子力安全対策課の項の第一号の副知事専決事項の欄力中「第八十六條の九第一項」を「第八十六條の十八第一項」に改め、同力を同欄タとし、同欄ヲ中「第八十六條の七第一項」を「第八十六條の十六第一項」に改め、同ヲを同欄ヨとし、同欄ヲ中「第八十六條の四第一項」を「第八十六條の十第一項」に改め、同ヲを同欄ワとし、同ワの次に次のように加える。

カ 第八十六條の十四第一項の規定による指定公共機関等に対する被災者の運送の要請に関すること。

別表第一原子力安全対策課の項の第一号の副知事専決事項の欄ル中「第八十六條の三第四項」を「第八十六條の九第四項」に改め、同ルを同欄ヲとし、同欄又の次に次のように加える。

ル 第七十四條の三の規定による指定行政機関の長等に対する応援要求等に関すること。

別表第一原子力安全対策課の項の第二号の部長専決事項の欄ロ中「第三十六條の二第一項」を「第三十六條の三第一項」に改め、同表健康福祉政策課の項の第四号の副知事専決事項の欄イ中「第二十四條第一項」を「第七條第一項」に改め、同欄ロ中「第二十五條」を「第八條」に改め、同欄ハ中「第二十六條第一項」を「第九條第一項」に改め、同欄ニ中「第三十二條」を「第十六條」に改め、同項の第五号の部長専決事項の欄イ中「第十七條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同項の第六号の部

農専決事項の欄イを次のように改める。

イ 第四条第二項の規定による意見の聴取に関する事。

別表第一障害福祉課の項の第五号の部長専決事項の欄八中「第二十一条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同欄へ中「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改め、同表商工政策課の項の第二号の副知事専決事項の欄イ及び口中「共済規程」の下に「及び火災共済事業」を加え、同号の部長専決事項の欄八中「第九条の九第五項」の下に「及び第八項」を加え、同欄中チを又とし、トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをへとし、ハの次に次のように加える。

二 第九条の七の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による火災共済事業の認可に関する事。

ホ 第九条の七の二第五項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による火災共済規程の変更及び廃止の認可に関する事。

別表第一構造政策課の項の第一号の部長専決事項の欄口中「第七条第一項の規定による農地保有合理化事業規程」を「第八条第一項の規定による事業規程」に改め、同欄八中「第八条第一項の規定による農地保有合理化事業規程」を「第九条第一項の規定による事業規程」に改め、同欄二中「第十一条第一項の規定による農地保有合理化事業規程」を「第十条第一項の規定による事業規程」に改め、同欄中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項の第四号の部長専決事項の欄ニを削り、同欄水中「特定利用権」を「農地中間管理権」に改め、同ホを同欄ニとし、同欄中へを削り、トをホとし、同号を同項の第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の施行に関する次のこと。

イ 第六条第三項の規定による委員の任命の認可に関する事。

ロ 第七条第一項の規定による役員を選任及び解任の認可に関する事。

ハ 第八条第一項の

イ 第九条第一項の規定による事業計画等の認可に関する事。

ロ 第二十一条第二項の規定による業務の委託の承認に関する事。

規定による農地中間管理事業規程の認可及び同条第五項の規定による変更の命令に関する事。

二 第十八条第一項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する事。

ホ 第二十条の規定による契約等の解除の承認に関する事。

ヘ 第二十一条第二項の規定による貸借等の解除の承認に関する事。

別表第一水産振興課の項の第七号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、又をリとし、ルを又とし、フをルとし、同号の課長専決事項の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による漁業権行使規則及び入漁権行使規則の認可に関する事。

別表第一河川砂防課の項の第一号の副知事専決事項の欄中トをリとし、へをチとし、ホをトとし、ニをホとし、同ホの次に次のように加える。

ヘ イ及びロに係る第五十八条の十二の規定による協議に関する事。
別表第一河川砂防課の項の第一号の副知事専決事項の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ イ及びロに係る第三十七条の二の規定による協議に関する事。
別表第一河川砂防課の項の第一号の副知事専決事項の欄に次のように加える。
又 イ及びロに係る第九十九条第二項の規定による協議に関する事。
別表第一河川砂防課の項の第一号の部長専決事項の欄ケ中「及びカ」を「カ、キ、ク、

ツ及びネ」に改め、同ケを同欄チとし、同欄マを同欄工とし、同欄ヤ中「及びカ」を「カ、ヨ、ツ及びネ」に改め、同ヤを同欄コとし、同欄中クをフとし、オをケとし、ノをマとし、ヰをヤとし、ウをヰとし、同ヰの次に次のように加える。

ノ 第五十八条の八第一項の規定による河川協力団体の指定に関すること。
オ 第五十八条の十第三項の規定による河川協力団体の指定の取消しに関すること。

ク ル及びヨに係る第五十八条の十二の規定による協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の部長専決事項の欄中ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タの次に次のように加える。

レ ル及びヨに係る第三十七条の二の規定による協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

アル ル及びヨに係る第九十九条第二項の規定による協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の課長専決事項の欄ヲ中「及びト」を「ト、チ、リ、ル及びヨ」に改め、同ヲを同欄ヨとし、同欄ル中「及びト」を「ト、チ、リ、ル及びヨ」に改め、同ルを同欄カとし、同欄又中「占用の許可」の下に「又は第二十三条の二の規定による流水の占用の登録」を加え、同又を同欄ヲとし、同ヲの次に次のように加える。

ワ ニ、ホ、ト、チ及びリに係る第五十八条の十二の規定による協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の課長専決事項の欄リ中「占用の許可」の下に「又は第二十三条の二の規定による流水の占用の登録」を加え、同リを同欄ルとし、同欄チ中「及びヘ」を「ヘ及びト」に改め、同チを同欄リとし、同リの次に次のように加える。

又 ホ、ト、チ及びリに係る第三十七条の二の規定による協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の課長専決事項の欄ト中「ヘ」を「ト」に改め、同トを同欄チとし、同欄中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第二十三条の二の規定による流水の占用の登録に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第一号の課長専決事項の欄に次のように加える。

タ ニ、ホ、ト、チ及びリに係る第九十九条第二項の規定による協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第二号中「(昭和四十年政令第十四号)」を削り、同号

の部長専決事項の欄中リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第十六条の四第一項第二号イの規定による船舶等の指定に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第三号の部長専決事項の欄中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、口をハとし、イを口とし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第七条第三項の規定による河川管理者に対する協議に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第八条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同欄口中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同欄八中「第十二条」を「第二十一条」に改め、同欄に次のように加える。

二 第二十二条第一項の規定による建築物の認定に関すること。

ホ 第二十三条の規定による建築物の認定の取消しに関すること。

ヘ 第二十五条第一項の規定による区分所有建築物の認定に関すること。

別表第二の二中

青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長	青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長	青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長
青森県立あすなろ医療療育センター次長	青森県立あすなろ医療療育センターの庶務担当の内部組織の長	青森県立あすなろ医療療育センターの庶務担当の内部組織の長
青森県立さわらび医療療育センター次長	青森県立さわらび医療療育センターの庶務担当の内部組織の長	青森県立さわらび医療療育センターの庶務担当の内部組織の長

改める。

別表第三支所長東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長三八地域県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の

次長西北地域県民局地域農林水産部の鰯ヶ沢町駐在の次長東京事務所の東京都中央区駐在の内部組織の長の項中「東京事務所の東京都中央区駐在の内部組織の長」を削り、同項の第一号中「鰯ヶ沢町駐在の職員又は内部組織の職員」を「又は鰯ヶ沢町駐在の職員」に、「次長又は内部組織の長」を「又は次長」に改める。

別表第四中

青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長	青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の責任者
青森県立あすなろ医療療育センター次長	青森県立あすなろ医療療育センターの庶務担当の内部組織の長
青森県立さわらび医療療育センター次長	青森県立さわらび医療療育センターの庶務担当の内部組織の長

を

青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長	青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の責任者
------------------------------	---------------------------

に

改める。

別表第五十和田食肉衛生検査所三戸支所の支所長の項中「十和田食肉衛生検査所三戸支所」を「十和田食肉衛生検査所三沢支所」に改め、同表西北地域県民局地域整備部鰯ヶ沢道路河川事業所の道路河川事業所長の項の第四号中「第十八条第一項第六号ナ」を「第十八条第一項第六号ム」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭